

第17回下関市都市計画審議会議事概要	
日 時	平成25年11月5日(火) 10時00分～11時30分
場 所	議会棟 第1委員会室
議 案	1. 開会の言葉 2. 市長挨拶 3. 会議成立報告 4. 議案審議 ○議案第1号 山口県が定める下関都市計画に関する市の意見について ○議案第2号 下関都市計画用途地域の変更について ○議案第3号 下関都市計画地区計画の決定について ○議案第4号 下関都市計画公園の変更について 5. 閉会の言葉
出席者(委員)	
○委員 21名中出席15名【別添委員名簿参照】 ○傍聴者 1名	

【議事概要】

■ 議案第1号、第2号、第3号の3案件を一括審議について、事務局から説明。

議案第1号 山口県が定める下関都市計画に関する市の意見について

(下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更)

議案第2号 下関都市計画用途地域の変更について

議案第3号 下関都市計画地区計画の決定について

質疑応答(要旨)

○ 委員 このたびの案件は、伊倉本町地区が平成24年3月に特定保留地区に指定されたことに起因するものであるが、この地区以外に特定保留地区はあるか。

→事務局

垢田に1地区ある。

しかしながら、垢田地区ではエリアの一部で別の開発行為が行われたので、市としては特定保留の位置づけがなくなるものと考えている。

○ 委員 区域区分の見直しは、おおむね5年に一度とされていたが、現在の見直しのスパンはどうか。

→事務局

現在も、概ね5年に一度の見直しとなっている。

○ 委員 伊倉本町地区では、前面の楠乃・垢田線について以前より交通渋滞が問題視されている。今後、当該地区に店舗等が建つことになるが、その点から、本案件について反対意見はなかったか。

→事務局

反対意見はなかった。

○ 委員 用途地域は、A地区、B地区ともに地権者の意向に沿って定めたものか？

→事務局

そうである。

○ 委員 地区計画の作成には、現在そこに居住している人の意見は反映されているが、今後この地区に新たに入居する人の意見が反映されていないのではないか。これでは良いまちづくりとはいえないと考える。

→事務局

当該地区の土地の有効利用と住環境への配慮を鑑みると、このレベルの規制内容が必要と考えている。また、この内容については、特段に厳しいものにはなっていない。

これら規制内容にご賛同いただける方に土地利用していただき、良好な環境を維持するまちづくりを展開していきたい。

○ 会長 地区計画の内容は、今回の決定後、変更できないのか？

→事務局

地区計画の内容変更は、都市計画変更により対応可能である。

○ 会長 A地区は高さ制限がないのか。

→事務局

地区計画で高さ制限は設定していない。しかし、用途地域や斜線規制などの諸法令に基づく制限が適用されるため、建物高さに関わる問題は発生しないと考えている。

※ 議案第1号、第2号、第3号について適当であると答申された。

■ 議案第4号 下関都市計画公園の変更について、事務局から説明。

質疑応答（要旨）

- 委員 国道9号の御裳川児童公園前後区間において、自歩道拡幅の計画はあるか。湾曲な道路線形を改良するだけでなく、併せて狭小な歩道を拡幅してほしい。
- 委員 国道9号の壇ノ浦から長府までの区間は、道路線形改良にあわせて、自歩道拡幅を行う計画がある。
- 委員 御裳川児童公園の新設護岸天端において、イベントを開催する場合、公園管理者と港湾管理者双方に許可が必要になるのか。
- 事務局 原則的には、各管理者である双方に必要になると考える。
- 会長 下関運動公園について、このたび公有地の一部を早鞆学園に売却するのか。
- 委員 下関運動公園は、財務省の土地を市が借り受けし整備を行っており、今回区域変更箇所は教育施設として必要な箇所として財務省から早鞆学園に売却している。

※ 議案第4号について適当であると答申された。

以 上